

みんなの広場

伝言板

催し・講座

八街市体育協会弓道専門部
初心者弓道教室

5月7日(土)～6月25日(土)
(全8回)

午前9時30分～午後0時30分

スポーツプラザ

未経験者・初心者

8人

2000円(全8回分)

5月2日(月)

中村進

090-5400-2632

お知らせ

国民年金保険料の学生納付特例制度をご存じですか

20歳以上の方は、学生でも国民年金に加入する必要がありますが、学生は一般的に所得が少ないため、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。対象者は、学校教育法に規定する大学(大学院)・短期大学・高等学校・高等専門学校・専修学校・各種学校に在学する学生などで、本人の前年所得が、次の計算式で算出した金額以下であることが条件です。

所得基準(申請者本人のみ)
128万円+(扶養親族等の数×38万円)+社会保険料控除など

申請方法
学生納付特例申請書を国保年金課または年金事務所に提出してください。

お持ちいただくもの
・学生証のコピー(両面)
・または在学証明書(原本)
・年金手帳または基礎年金番号通知書
・マイナンバーカードまたは運転免許証など本人確認できるもの

承認期間は4月～翌年3月の1年間ですが、承認を受けた翌年度も在学予定の場合は、翌年度の申請はがきを送付されますので、早めに返送してください。

学生納付特例制度を利用せずに国民年金保険料を納付する場合は、納付書を送付しますので、幕張年金事務所までご連絡ください。

幕張年金事務所
0212-8621

令和4・5年度入札参加資格審査申請(随時申請)の受付

八街市の建設工事、測量・コンサルタント、物品、委託の入札に参加するためには、「八街市入札参加資格者名簿」

に登録されていることが必要です。登録を希望する方は、入札参加資格審査申請(随時申請)の手続きをしてください。

詳しくは、ちば電子調達システムページの「令和4・5年度入札参加資格審査申請マニュアル」をご覧ください。

ちば電子調達システム
https://www.chibaep-bis.jp/supercals.jp/portalPublic/
ちば電子調達システム
サポートデスク
0441-5551

課税課からのお知らせ

令和4年度分の固定資産課税台帳の閲覧と土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

固定資産課税台帳の閲覧

閲覧制度は、固定資産税の納税義務者が固定資産課税台帳のうち、自己資産が記載された部分を確認できたり、借地人・借家人の方や一定の権利を有する方が、権利の目的である固定資産の課税内容を確認するためのものです。

閲覧期限 令和5年3月31日(金)
午前8時30分～午後5時15分
(土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く)
(日曜開庁日は午後5時まで)

閲覧場所 課税課 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

縦覧制度は、固定資産税の納税者が所有する土地や家屋の評価額と、市内のほかの土地や家屋の評価額を比較し、評価額の適正さについて確認するためのものです。縦覧できるのは、納税している内容のみが対象となります。土地のみを納税している場合は土地のみの縦覧、家屋のみを納税している場合は家屋のみの縦覧となります。

縦覧制度の趣旨を逸脱するような縦覧申請には、応じることができません。

縦覧期限 5月2日(月)
午前8時30分～午後5時15分
(土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く)
(日曜開庁日は午後5時まで)

縦覧場所 課税課
手数料や持参するものなど詳しくは、課税課へお問い合わせください。

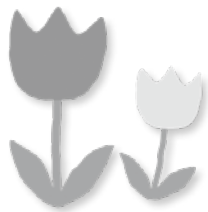
市・県民税を公的年金から特別徴収します

4月1日現在、65歳以上で公的年金を受給されており、市・県民税(住民税)の納税義務のある方は、公的年金部分の住民税を、公的年金から天引きをして納付(特別徴収)することと定められています。

公的年金からの特別徴収は、前年度の特別徴収税額(年税額)の2分の1に相当する額を、3回(4月・6月・8月)で仮徴収し、令和4年度の「年金所得分の住民税決定額」から仮徴収分を差し引き、税額を3回(10月・12月・令和5年2月)に分割して天引き(本徴収)します。

令和4年度の市・県民税決定通知は6月上旬頃送付予定です。

課税課
0443-1116



令和3年度の地下水水質検査結果

市では、地下水の水質を把握するため市内59カ所(南部地区)の井戸を対象に飲用井戸検査基本項目(11項目)および水道法水質基準抜粋項目の水質検査を行い、検査結果は下表のとおりです。

飲用井戸検査では、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の基準値を超えた井戸が全体の32.2%にあたる19カ所、また、亜硝酸態窒素の単独項目で基準値を超えた井戸が1カ所検出されました。これは、畑で使用されている肥料に含まれる窒素化合物が主な原因と考えられており、本市のような農業地域に多くみられます。その他の項目では、マンガンなどが検出されました。大半は自然由来と考えられますが、配管やタンクのさびや井戸水の滞留によることが推測されます。

水質検査で基準値を超えた井戸水を飲用するにあたっては、検出された成分により煮沸または滅菌器・浄水器を設置するなどの対策が必要になると考えられます。本市では、基準値を超えた井戸所有者の方へ、文書による飲用指導や必要に応じて訪問指導などを実施しています。地下水は、私たちの生活にとって限りある貴重な財産です。一人一人が大切に使用しましょう。

環境課 0443-1406

地下水水質検査で基準値を超えた検査項目

検査項目	基準値	基準値を超えた井戸の数
一般細菌	100個/ml以下	3カ所
大腸菌	検出されないこと	3カ所
亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	1カ所
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	19カ所
臭気	異常で無いこと	9カ所
色度	5度以下	1カ所
マンガン	0.05mg/l以下	1カ所
鉄	0.3mg/l以下	2カ所
ヒ素	0.01mg/l以下	2カ所